

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社が企業活動を通じて継続的に収益をあげ、企業価値を高めていくためには、その活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス(企業統治)の体制の整備は不可欠であると考えております。

当社は、当社をとりまくあらゆるステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると考え、そのために重要情報の適時適切な開示をとおして、企業内容の公正性・透明性確保に努めております。特に、全てのステークホルダーの権利・利益を守り、ステークホルダー間の平等性を確保するために、社内体制、環境の整備を図ることは、コーポレート・ガバナンスの重要な要素であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、長期取引を前提に取引先企業の株式を保有することは、安定的な関係構築の有効な手段であり、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。なお、取引先企業の株式保有の合理性を確認するため、年に1回、取締役会において、個別銘柄ごとに保有に伴う便益が資本コストに見合っているかなどの定量的な評価と、保有意義といった定性的な評価の両面で検証を行っております。その結果、保有目的が失われたと判断した株式については、速やかに縮減を行ってまいります。

株主としての議決権の行使については、個別取引関係を有する株主として投資先企業の会社提案議案の趣旨や意向を尊重します。ただし、投資先企業との対話や議案精査の過程で当該企業の企業価値を毀損するリスクがあると判断した場合は、議案の取り下げや見直しを要請するほか、議決権行使の棄権なども含めた議案ごとの対応を行ってまいります。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役の会社との取引および会社の取締役との利益が相反する取引につきましては、取締役会規則の定めた手続きに基づき適切に監督されております。

#### 【補充原則2 - 4 - 1 中核人材の登用等における多様性の確保】

##### 1. 多様性の確保についての考え方

当社は、従業員の人権や、多様性を尊重し、その能力を最大限に発揮できるような環境、また安全で快適に働くことのできる環境を整えることで、従業員と会社が共に成長できると考えています。

##### 2. 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標、およびその状況

当社では、管理職のポジションに登用する上で性別、国籍、社歴などによらず、各ポジションに求められる経験、知識・スキル、能力等に鑑みて公平に登用を行うことで、多様性の確保に努めてまいります。

具体的には、上級職を含む女性管理職比率について、自動車業界における他社動向等を踏まえ、2024年3月末実績の3.7%を、2027年3月末までに4.7%へ増加させることを目指し、引き続き計画的な育成や採用等に取り組んでまいります。

##### 3. 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その実施状況

多様性の確保に向けた方針やその実施状況につきましては、当社のウェブサイトに掲載しております「統合報告書」および「サステナビリティレポート」の中で記載しておりますので、ご参照ください。



引き続き効果的な投資により必要な知的財産を確保し、持続的な成長に資するよう実効的なモニタリングを行い、その情報を積極的に開示するよう取り組んでまいります。

#### 4. 気候変動への対応

当社は、2021年4月にTCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)提言に賛同し、気候変動に係るリスクと機会について、TCFDのフレームワークに沿った積極的な開示を行っております。2050年カーボンニュートラルを目指し、事業活動から直接排出されるGHGおよび製品ライフサイクル全体でのGHGゼロに取り組んでまいります。

このような気候変動に関する取り組みや環境データについては、当社ウェブサイト、サステナビリティレポートおよび統合報告書等で開示しております。

ウェブサイト <https://www.isuzu.co.jp/company/sustainability/>

サステナビリティレポート

(4) 資本効率 / 事業ポートフォリオに関する議論の充実

・自己株式取得に当たっての議論や中期経営計画策定に連動する財務戦略の議論を実施し、資本・財務戦略に関する議論が前進いたしました。  
・一方で、資本コスト / 事業ポートフォリオについての議論は、一層の充実化を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針】

取締役に対しては就任時に社内で法令遵守に関する啓発機会を設けておりますほか、社外取締役の就任に際しましては、当社の事業への理解を深めるため、国内外の主要拠点の見学も含めた社内各部門によるオリエンテーションプログラムを実施しております。また、監査等委員である取締役は日本監査役協会が開催する講習会等に適宜参加し、必要な知識・情報の習得に努めることとしております。当社は今後も取締役がその責務役割をより適切に果たすことができるよう、必要十分なサポートをしてまいります。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

(対話促進のための体制整備、取り組み)

株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みといたしましては、企画・財務部門および経營業務部門の役員が対話を促進する体制を整備するほか、必要に応じて他部門とも連携してまいります。また個別面談以外の対話手段の充実についても検討してまいりますとともに、対話の内容は適宜経営陣幹部にフィードバックし、内容に応じて取締役会でも報告することといたします。さらに、今後株主との対話の増加が見込まれる中、いわゆるインサイダー情報や有価証券上場規程で適時開示が求められる会社情報が公表前に伝達されることのないよう十分注意するとともに、四半期決算を含む各決算期日前に設けるサイレント期間の徹底など、情報管理の一層の強化に努めてまいります。

(対話の実施状況)

決算説明会を年4回開催しているほか、個別の株主・機関投資家との対話については、昨年度は250件以上実施しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(英文開示あり)】

資本効率重視の観点から、株主資本コストを上回るROE目標を設定し、その達成に向けて収益性向上を図るとともに、運転資金効率化などのキャッシュマネジメント強化を進めます。また、成長投資資金の確保、および財務健全性の維持を目的とする内部留保の充実とのバランスを総合的に勘案の上、各期の利益をベースに株主還元を実施しており、中期経営計画「ISUZU Transformation - Growth to 2030」期間においても、配当性向(平均)40%を維持します。当社は、引き続き収益力を向上させることにより、着実な配当成長を目指します。

【補充原則5 - 2 - 1 事業ポートフォリオの基本方針および見直しの状況】

当社は、経営理念体系「ISUZU ID」を起点とした企業体質転換と財務基盤強化を基礎として、2030年までにカーボンニュートラルや物流DXへの対応に、総額1兆円規模の研究開発・設備投資・事業投資を行っております。

詳細は当社のウェブサイトに掲載しております資料、「ISUZU Transformation - Growth to 2030」に記載しておりますので、ご参照ください。

【ISUZU Transformation - Growth to 2030】

[https://www.isuzu.co.jp/company/investor/plan/pdf/20240403\\_ISUZU\\_Transformation\\_JP.pdf](https://www.isuzu.co.jp/company/investor/plan/pdf/20240403_ISUZU_Transformation_JP.pdf)

資本コストを意識した経営により企業価値を向上するために、損益情報を整理し、成長性と収益性の観点から、事業のモニタリングを行っております。具体的には事業ごとに目標採算を設定し管理することで、適切な経営資源の配分と回収を意識しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上 [大株 ㊟

【大株主の状況】

2024年3月31日現在の状況を記載しております。

割合(%)の数値は自己名義株式(26,606,851株)を除いた発行済株式総数に占める割合を記載しております。

上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は100,723,600株であります。

上記株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は43,654,100株であります。

2021年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者が2021年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

三井住友信託銀行株式会社	1,581,000株
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	20,280,800株
日興アセットマネジメント株式会社	17,275,900株

2024年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社が2024年2月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

野村アセットマネジメント株式会社	45,365,700株
------------------	-------------

2023年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行ならびにその共同保有者であるみずほ証券株式会社およびアセットマネジメントOne株式会社が2023年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」に含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

株式会社みずほ銀行	7,965,705株
みずほ証券株式会社	1,320,312株
アセットマネジメントOne株式会社	25,067,300株

2024年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ウエルントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド(Wellington Management Japan Pte Ltd)ならびにその共同保有者であるウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(Wellington Management Company LLP)、ウエルントン・マネージメント・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー(Wellington Management Europe GmbH)およびウエルントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd)が2023年12月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」に含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

ウエルントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド(Wellington Management Japan Pte Ltd)	2,977,001株
ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(Wellington Management Company LLP)	12,824,677株
ウエルントン・マネージメント・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー(Wellington Management Europe GmbH)	14,985,629株
ウエルントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(Wellington Management International Ltd.)	7,227,947株

2023年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社ならびにその共同保有者であるブラックロック(ネザールランド)BV(BlackRock (Netherlands) BV)、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)およびブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)が2023年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

ブラックロック・ジャパン株式会社	13,622,700株
ブラックロック(ネザールランド)BV(BlackRock (Netherlands) BV)	2,388,605株
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)	1,317,751株
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	3,286,532株
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	10,456,000株
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	8,078,050株

3.1

東京 プライム

業種

輸送用機器

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1兆円以上

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

7 貞 鈞

丁 嫵 丁 嫵

貞 鈞

ms一 霽 殆

聖 監 灣 係 崎

紗

甦

氏名	属性	会社との関係( )											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
柴田 光義	他の会社の出身者												
宮井 真千子	他の会社の出身者												
中野 哲也	他の会社の出身者												
穴山 眞	他の会社の出身者												
河村 寛治	学者												
桜木 君枝	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項整 伤



<p>河村 寛治</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</p>			<p>前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき 適合項目はありません。</p> <p>河村寛治氏が長年勤めていた伊藤忠商事株式会社と当社の間では一定規模の取引関係や資本関係が認められるものの、同社を退職して相当程度の時日(26年)が経過しており、また退職後は一貫して研究・教育の分野で活動をしているところから、同社との間に重要な関係はなく、独立性は十分確保されていると考えられます。</p>	<p>企業法務に関する豊富な知識と職務経験を有しており、当該知見および職務経験を活かして客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会および監査等委員会において適時適切な発言を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役を選任しております。また、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>また、当社が定める社外取締役の独立性判断基準（監査等委員、親族関係者、関係会社役員、関係会社従業員、関係会社役員、関係会社従業員、関係会社役員、関係会社従業員）を踏まえ、河村寛治氏は独立性を有するものと判断しております。</p>

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	3	2	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会をサポートするため、監査等委員の職務執行を補助する組織として、スタッフ4名で構成される監査等委員会直属の監査等委員会グループを設置しています。監査等委員会補助使用人規則を制定し、同グループの独立性とスタッフへの指示の実効性を確保しています。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と監査部は定期的に会合を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有し意見交換を実施してまいります。また、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を行い、必要に応じ、監査部長が同席し、必要な情報交換および相互連携に努めてまいります。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

### 補足説明 更新

当社では企業統治に関する任意の機関として、役員候補者の指名や経営陣幹部などの選定、役員報酬の決定などに係る取締役会の機能の独立性・透明性・客観性を強化するため、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」を任意に設置しております。指名・報酬委員会は社内取締役2名と社外取締役3名の5名で構成され、取締役会のもとで、諮問を受けた議案について審議し答申を行っております。

2023年度(2024年3月期)は、9回開催し、指名・報酬委員会で審議した指名案・報酬案を取締役会へ答申し、また、役員報酬制度の見直し(報酬水準の改定など)、社外取締役候補者の選定および個別具体的な指名・報酬案等について議論いたしました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

6名

### その他独立役員に関する事項

当社は、「社外取締役の独立性判断基準」を以下のとおり定めており、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

<社外取締役の独立性判断基準>

当社の社外取締役の独立性を判断する基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しており、当社の主要な取引先の業務執行者や当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者のほか、当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律家等は、原則として独立性のないものと判断いたします。

なお、このうち「主要な」取引先とは当社との取引高が取引先または当社のいずれかの前連結会計年度における連結売上高の2%以上となる取引先であり、また「多額」の基準は年間1千万円以上であります。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当該内容については、「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

### 該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書において、役員の区分ごとにそれぞれの報酬等の総額および対象となる役員の員数を開示しております。

なお、報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

(定時株主総会招集ご通知 <https://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>)

(有価証券報告書 <https://www.isuzu.co.jp/investor/youka/index.html>)

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ. 報酬制度の基本方針

当社は取締役および執行役員の報酬に関する基本方針を、以下のとおり定めております。

1. 当社の持続的成長と企業価値の向上に資するものであり、株主との価値共有を図るものであること
2. 経済環境や市場動向、他社水準を考慮の上、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ適切な報酬水準であること
3. 会社および各人の業績を反映の上、職責・役位に応じた報酬金額であること
4. 報酬の決定プロセスが客観性・公平性・透明性の高いものであること
5. 役員報酬制度と支給水準は、中期経営計画の更新に合わせ、経済環境、他社の水準や制度、当社での制度の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを検討すること

#### ロ. 報酬構成および報酬の決定に関する方針等

##### 1. 報酬構成の概要

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、基本報酬、単年度の連結業績の目標達成度合に連動した賞与および持続的な企業価値向上を目指して掲げた経営指標の中期経営計画期間における達成度合に連動した業績連動型株式報酬制度に基づく報酬(以下「株式報酬」という)により構成しております。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、9名(うち社外取締役3名)です。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されます。当社の監査等委員である取締役の員数は5名(うち社外取締役3名)です。
- ・上記に関わらず、社外取締役の報酬は、社外取締役の役割と独立性の観点から基本報酬のみから構成されます。

##### 2. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

報酬制度の基本方針に基づき、短期的な業績目標達成および中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能し、報酬決定プロ

「取締役等」という)に対する業績連動型株式報酬として、当社が拠出する金員の上限を中期経営計画の対象となる事業年度(原則3事業年度、以下「対象期間」という)ごとに4,900百万円とすることが決議され、その範囲内で支給額を決定しております。

株式報酬制度の対象となる者は、取締役監査等委員である取締役および社外取締役(取締役候補)並びに助言拠出者(業績連動型株式報酬制度)および塔福鐘茄鐵烏

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、法定の会議体として取締役会および監査等委員会を設置し、これを用いて主要な業務執行の決議、監督ならびに監査を行ってまいります。法定の会議体に加えて、重要方針・施策の審議、経営管理、その他業務執行全般を行うための「経営会議」、監督や業務執行の意思決定に資するための各種諮問機関や会議体を設置しております。

### < 取締役会 >

取締役会は、株主からの負託・信任に応え、企業価値を継続的に高めるため、経営に関わる重要な意思決定および監督を行っております。原則毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、必要な事項を審議・決定してまいります。現在の取締役会は、取締役14名で構成されます。議長は取締役会長CEOである片山正則であり、取締役14名のうち6名は独立社外取締役であります。

### < 監査等委員会 >

監査等委員会は、監査等委員会で定めた監査計画に従い、取締役会の意思決定および取締役の業務執行の監査・監督を行うこととしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知につきましては、原則として開催日の約3週間前に発送しております。また、東京証券取引所のサイトや自社のホームページには、原則として開催日の約4週間前に電子ファイルを掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	投資家の利便性向上の観点から、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	プラットフォームには立ち上げ初年度より参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	全ページ英訳したものを上記プラットフォームや取引所のサイトに提供するほか、当社のホームページにも掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「投資家の皆様へ」のページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、代表取締役または担当役員による決算説明会をWeb会議方式で開催しております。その他、証券アナリスト、機関投資家と対面、電話、Webによる個別説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	会社主催の説明会は実施しておりませんが、海外機関投資家と対面、電話、Webによる個別説明会を実施しております。また、証券会社主催のカンファレンスにも参加しており、昨年度は4回参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家の皆様へ」のページを設置し、投資家向け情報として社長メッセージ、中期経営計画(IX)、決算短信、株主総会の招集通知、統合報告書等の各種報告書のほか、先述の決算説明会で使用した資料に加え、説明動画、質疑応答の日本語版、英語版を公開しております。その他「プレスリリース」のページを設置し、各種リリース資料を掲載し、都度更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は企画・財務部門の経営企画部です。IR担当役員は、同部門を管轄する役員となります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの皆様との信頼関係を築きながら、企業の社会的責任を果たし、経営理念体系の実現を図ることを目的として、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」を定め、開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、2020年3月に策定いたしました「いすゞ環境長期ビジョン2050」の実現に向け、グループ全体でサステナビリティの推進を図るため、取締役を委員長とし、各領域の担当役員をはじめとする経営層を常任委員とするサステナビリティ委員会を設置しております。この傘下に環境4部会と社会性部会を設置し、環境と社会性の課題解決に取り組んでおります。 環境保全、CSR活動の具体的な取り組み内容は、当社ホームページに掲載しております。 ( <a href="https://www.isuzu.co.jp/company/csr/report/index.html">https://www.isuzu.co.jp/company/csr/report/index.html</a> )

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとりが行動することとする。
- ・「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
- ・社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、リスクマネジメント部がコンプライアンスに係る事項を管理・推進し、各部門の代表者が出席する「品質・コンプライアンス推進会議」を通じてその活動を全社に展開する。また、監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保する。
- ・監査部は、「コンプライアンス」、「リスク管理体制」、「コーポレートガバナンス」等に関連する経営諸活動の状況を、独立的な立場で公正かつ客観的に評価し、改善指示・要望を行うことにより、会社が社会から存在価値を認められ信頼を得ること、および会社の経営目標の達成に資することを目的として内部監査を行う。
- ・取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断し、不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。
- ・コンプライアンスに関する社内通報・相談の窓口として、3つの相談窓口（職場窓口、部門内窓口、全社窓口）を設置する。また、何らかの理由で社内相談窓口での相談・解決が難しい場合の対応として、外部の弁護士事務所に目安箱（社外相談窓口）を設置する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・法令および「取締役会規則」その他の社内規則に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。また、監査等委員会の要請に応じてその閲覧に供する。
- ・情報管理および情報セキュリティ管理については、「グループ情報セキュリティ方針」に従い、各部門によるセキュリティ対策実施状況をグループCRMOおよび各部門代表者からなる「情報セキュリティ統括会議」が評価することによって適切な情報管理体制を敷き、その状況について適宜取締役会に報告することにより、情報管理を徹底する。
- ・当社と協業パートナーとの信頼関係を損なう事態に至ることを防止することを目的として、「協業情報取扱規則」を制定している。これにより、協業パートナーの秘密情報が当社から他の協業パートナーを含む外部に漏洩することの防止、または他の協業パートナーとの研究・開発に混入・流用することの防止等を、従業員に徹底する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に従い、3線防御体制に基づき、第1線である各部門長がリスクオーナーとして業務執行を通じ、グループ企業を含むリスクの予防的取組や顕在化事象への対応を行い、第2線であるグループCRMO・リスクマネジメント部が、グループ全体のリスク管理体制を構築し、第1線によるリスクへの対応を管理・監督する。また、第3線である監査部が部門・グループCRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性

・監査等委員会からの要請に従い、当社の社内組織として「監査等委員会グループ」を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配属する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を



## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、1949年5月に東京証券取引所に上場以来、各法令の遵守ならびに適時適切な会社情報の開示に努めております。金融商品取引法で規定されている重要事実等が生成された時には、当該重要事実等の公表の時期・方法・内容等を、当該重要事実等の生成された時またはその後遅滞なく、有価証券上場規程をはじめ東京証券取引所の制度・規則および金商法令に従い、決しております。特に適時開示に該当する情報につきましては、重要事実等に該当しないものも含め、TDnetを通じて正確・公平かつ迅速な情報開示に努めますとともに、決算情報等につきましては投資家の理解を深めていただくために、当社ホームページにてこれを補足する情報の積極的な提供に努めております。

### 2. 適時開示に係る社内体制

#### (1) 情報の集約

世之紛争

2009年10月10日

10月10日



